

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	都営住宅等事業費	38,347,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成29年度東京都営住宅等保証金会計予算

予算総則

平成29年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入7,010,000千円、歳出1,654,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	539,000
	01 住宅保証金収入	501,000
	02 定期借地権保証金収入	38,000
02	繰入金	1,011,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,011,000
03	諸収入	1,000
	01 住宅保証金利子収入	700
	02 定期借地権保証金利子収入	300
04	繰越金	5,459,000
	01 繰越金	5,459,000
歳 入 合 計		7,010,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	654,000
	01 住宅保証金返還金	651,000
	02 定期借地権保証金返還金	3,000
02	繰出金	1,000,000
	01 繰出金	1,000,000
歳 出 合 計		1,654,000

歳入歳出差引残額 5,356,000千円

平成29年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

平成29年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,196,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,186,726
	01 財産運用収入	23,374
	02 財産売却収入	1,163,352
02	繰入金	8,750
	01 一般会計繰入金	8,750
03	諸収入	523
	01 都預金利子	522
	02 雑入	1
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		2,196,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		2,196,000
	01 用地費	2,196,000
歳 出 合 計		2,196,000

第2号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 普通貸借の方法により政府から起債する。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

平成29年度東京都用地会計予算

予算総則

平成29年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,264,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	5,197,419
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	5,197,418
02	繰入金	849,000
	01 一般会計繰入金	849,000
03	諸収入	779
	01 都預金利息	772
	02 雑入	7
04	都債	7,616,000
	01 都債	7,616,000
05	繰越金	4,600,802
	01 繰越金	4,600,802
歳 入 合 計		18,264,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	18,264,000
	01 用地買収費	18,264,000
歳 出 合 計		18,264,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01	用地費		96,000
	01 用地買収費		96,000
		1 公共用地先行取得	96,000

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	公共用地先行取得費	7,616,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成29年度東京都公債費会計予算

予算総則

平成29年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,147,429,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,873,438
	01 財産運用収入	1,873,438
02	繰入金	1,018,389,321
	01 繰入金	1,018,389,321
03	諸収入	338,241
	01 都預金利子	889
	02 雑入	337,352
04	都債	126,828,000
	01 都債	126,828,000
歳 入 合 計		1,147,429,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	公債費	1,147,429,000
	01 公債費	1,147,429,000
歳 出 合 計		1,147,429,000

第2号 債務負担行為 (損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	平成 29 年度～平成 69 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	一般会計借換債	106,907,000
2	都営住宅等事業会計借換債	19,921,000
合 計		126,828,000

(2) 起債の方法
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法
起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。

(5) その他
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成29年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

平成29年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入4,401,042千円、歳出3,034,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		44
	01 負担金	44
02 使用料及手数料		273
	01 手数料	273
03 繰入金		2,228,609
	01 一般会計繰入金	360
	02 公営企業会計繰入金	2,228,249
04 諸収入		130
	01 都預金利息	105
	02 雑入	25
05 繰越金		2,171,986
	01 繰越金	2,171,986
歳 入	合 計	4,401,042

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		3,034,000
	01 臨海都市基盤整備費	3,034,000
歳 出 合 計		3,034,000

歳入歳出差引残額 1,367,042千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01 臨海都市基盤整備費			475,000
	01 臨海都市基盤整備費		475,000
		1 臨海都市基盤整備	475,000

平成29年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,826床	延	1,325,315人	外来	1日	6,605人	延	1,935,265人
精神	入院	1,090床	延	365,365人	外来	1日	600人	延	175,800人
結核	入院	41床	延	9,125人	外来	1日	30人	延	8,790人
感染症	入院	40床	延	730人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,997床	延	1,700,535人	外来	1日	7,235人	延	2,119,855人

2 主要な建設改良事業

広尾病院救命救急センター等改修工事	283,602千円
-------------------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	171,262,000千円
第1項 医業収益	147,496,007千円
第2項 医業外収益	23,765,993千円
収入合計	171,262,000千円

支出

第1款 病院事業費用	171,835,000千円
第1項 医業費用	168,148,230千円
第2項 医業外費用	3,113,770千円

第3項 特別損失	573,000千円
支出合計	171,835,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,296,638千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	3,470,362千円
第1項 企業債	3,451,000千円
第2項 その他資本収入	19,362千円
収入合計	3,470,362千円

支出

第1款 資本的支出	17,767,000千円
第1項 建設改良費	11,127,353千円
第2項 企業債償還金	6,639,647千円
支出合計	17,767,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大塚病院改修工事	平成30年度	529,327千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額	
病院建設改良事業	3,451,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は38,700,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は27,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
器械及備品	医療器械	2台

平成29年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	451,000 t	4,923億円
青果物	2,078,000 t	6,961億円
畜産物	90,000 t	1,782億円
花き	1,487,000千本	873億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	156,494㎡
仲卸業者売場	38,977㎡
事務所	113,080㎡
その他	348,278㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	21,969,000千円
第1項 営業収益	16,481,050千円
第2項 営業外収益	5,487,950千円
収入合計	21,969,000千円

支出

第1款 市場事業費	27,888,000千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	23,082,044千円
第2項 営業外費用	4,804,956千円
第3項 予備費	1,000千円
支出合計	27,888,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,447,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	2,000千円
第1項 その他資本収入	2,000千円
収入合計	2,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	9,449,000千円
第1項 建設改良費	6,011,683千円
第2項 企業償還金	3,287,000千円
第3項 投資	140,774千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	9,449,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
豊洲市場移転支援事業	平成30年度～平成50年度	6,511,000千円
市場建設改良事業	平成30年度	4,103,000千円
豊洲市場移転支援事業損失補償	平成29年度～平成61年度	24,905,000千円
合計		35,519,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は4,205,000千円である。

平成29年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

用地買収	142㎡
施設建築物工事	326,000千円
公共施設工事	18,106千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	16,554千円
第1項 営業外収益	16,554千円
収入合計	16,554千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	16,000千円
第1項 営業費用	15,000千円
第2項 営業外費用	1,000千円
支出合計	16,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	1,476,000千円
-----------	-------------

第1項	公営企業会計出資金	1,474,190千円
第2項	一般会計負担金	1,800千円
第3項	雑収入	10千円
	収入合計	1,476,000千円
支出		
第1款	資本的支出	1,476,000千円
第1項	都市再開発事業費	1,476,000千円
	支出合計	1,476,000千円

平成29年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	埋立地の処分	処分面積	11,989㎡
2	埋立地の貸貸	貸付面積	1,533,998㎡
3	主要な建設改良事業		
	埋立地造成事業		1,844,000千円
	環境整備事業		1,000千円
	道路橋梁整備事業		1,000千円
	埋立改良事業		2,472,000千円
	臨海副都心建設事業		6,012,000千円
	臨海副都心改良事業		2,341,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	開発事業収益	21,394,000千円
第1項	営業収益	17,410,395千円
第2項	営業外収益	3,983,595千円
第3項	特別利益	10千円
	収入合計	21,394,000千円

支出

第1款	開発事業費用	8,282,000千円
-----	--------	-------------

第1項	営業費用	6,012,000千円
第2項	営業外費用	2,269,990千円
第3項	特別損失	10千円
	支出合計	8,282,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,556,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	5,774,000千円
第1項	国庫補助金	133,245千円
第2項	長期貸付金返還金	5,000,000千円
第3項	雑収入	640,755千円
	収入合計	5,774,000千円

支出

第1款	資本的支出	18,330,000千円
第1項	埋立事業費	13,330,000千円
第2項	投資	5,000,000千円
	支出合計	18,330,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立改良事業	平成30年度～平成31年度	2,564,000千円
臨海副都心建設事業	平成30年度	502,000千円
臨海副都心改良事業	平成30年度	2,046,000千円
合 計		5,112,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(一般会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は4,550千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

平成29年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業	
荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡
2 主要な建設改良事業	
港湾施設整備事業	1,369,807千円
港湾施設改良事業	645,335千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,671,000千円
第1項 営業収益	4,140,392千円
第2項 営業外収益	530,598千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,671,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,019,000千円
第1項 営業費用	3,865,000千円
第2項 営業外費用	153,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	4,019,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,210,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 雑収入	1,000千円
収入合計	1,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,211,000千円
第1項 建設改良費	2,015,142千円
第2項 企業債費	195,858千円
支出合計	2,211,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
港湾施設整備事業	平成30年度	4,596,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は650千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

平成29年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,478両	47,974千km	242,427千人	664,183人
乗合	1,473両	47,629千km	241,928千人	662,816人
貸切	5両	345千km	499千人	1,367人
軌道事業	36両	1,457千km	17,687千人	48,458人
新交通事業	90両	7,732千km	31,012千人	84,964人
懸垂電車事業	2両	21千km	1,048千人	3,493人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	44,766,000千円
第1項 営業収益	43,227,000千円
第2項 営業外収益	1,539,000千円
第2款 軌道事業収益	12,510,000千円
第1項 営業収益	3,580,000千円
第2項 営業外収益	8,930,000千円
第3款 新交通事業収益	6,319,000千円
第1項 営業収益	6,024,000千円
第2項 営業外収益	295,000千円

第4款 懸垂電車事業収益	184,000千円
第1項 営業収益	143,000千円
第2項 営業外収益	41,000千円
収入合計	63,779,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費	45,444,000千円
第1項 営業費用	43,795,000千円
第2項 営業外費用	1,631,000千円
第3項 特別損失	18,000千円
第2款 軌道事業費	12,658,000千円
第1項 営業費用	3,784,000千円
第2項 営業外費用	8,874,000千円
第3款 新交通事業費	7,205,000千円
第1項 営業費用	6,391,000千円
第2項 営業外費用	814,000千円
第4款 懸垂電車事業費	179,000千円
第1項 営業費用	131,000千円
第2項 営業外費用	48,000千円
支出合計	65,486,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,122,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	3,190,000千円
第1項 企業債	3,000,000千円

第2項	国庫補助金	1,620千円
第3項	一般会計補助金	16,634千円
第4項	財産収入	115,734千円
第5項	雑収入	56,012千円
第2款	軌道事業資本的収入	466,000千円
第1項	企業債	466,000千円
第3款	新交通事業資本的収入	4,209,000千円
第1項	企業債	3,368,000千円
第2項	一般会計出資金	841,000千円
	収入合計	7,865,000千円
支出		
第1款	自動車運送事業資本的支出	7,073,000千円
第1項	建設改良費	5,073,000千円
第2項	企業債償還金	2,000,000千円
第2款	軌道事業資本的支出	615,000千円
第1項	建設改良費	615,000千円
第3款	新交通事業資本的支出	4,299,000千円
第1項	建設改良費	4,209,000千円
第2項	企業債償還金	90,000千円
	支出合計	11,987,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	平成30年度～平成31年度	7,601,000千円
軌道改良事業	平成30年度	123,000千円

軌道受託工事	平成30年度～平成31年度	6,516,000千円
新交通改良事業	平成30年度～平成31年度	2,306,000千円
合 計		16,546,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	6,834,000千円
--------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,413,634千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は294,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
車 両	乗合自動車	87両
工作物	新交通施設	一 式

平成29年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,132両
2 年間走行距離	120,246km
3 年間輸送人員	988,970千人
4 一日平均輸送人員	2,709,507人
5 主要な建設改良事業 新宿線車両の更新	6,105,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	175,206,000千円
第1項 営業収益	159,272,000千円
第2項 営業外収益	15,934,000千円
収入合計	175,206,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	154,359,000千円
第1項 営業費用	138,415,000千円
第2項 営業外費用	15,944,000千円
支出合計	154,359,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額80,725,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	26,920,000千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 一般会計出資金	8,206,000千円
第3項 国庫補助金	1,694,158千円
第4項 一般会計補助金	1,857,828千円
第5項 投資償還金収入	10,000,000千円
第6項 雑収入	162,014千円
収入合計	26,920,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	107,645,000千円
第1項 建設改良費	41,200,000千円
第2項 企業償還金	51,415,000千円
第3項 投資	15,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	107,645,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	平成30年度～平成33年度	83,641,000千円
地下鉄補修事業	平成30年度	2,294,000千円
合 計		85,935,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄特例債	3,062,000千円
地下鉄改良事業	1,938,000千円
合 計	5,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は39,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,549,828千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,776,000千円と定める。

平成29年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	115,598MWh
3 一日平均販売電力量	316,707kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,999,000千円
第1項 営業収益	1,969,000千円
第2項 営業外収益	30,000千円
収入合計	1,999,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,500,000千円
第1項 営業費用	1,374,000千円
第2項 営業外費用	126,000千円
支出合計	1,500,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	464,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	464,000千円
支出合計	464,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
発電改良事業	平成30年度	175,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は3,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

平成29年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1,616,950,000m ³
2 一日平均配水量	4,430,000m ³
3 給水件数	7,673,000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	27,200,000千円
送配水施設整備事業	143,500,000千円
給水設備整備事業	11,300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	372,262,000千円
第1項 営業収益	356,240,000千円
第2項 営業外収益	15,268,000千円
第3項 特別利益	754,000千円
収入合計	372,262,000千円

支出

第1款 水道経営費	371,362,000千円
第1項 営業費用	353,160,000千円
第2項 営業外費用	15,375,000千円

第3項 特別損失	2, 827, 000千円
支出合計	371, 362, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額83, 083, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	64, 532, 000千円
第1項 企業債	55, 000, 000千円
第2項 国庫補助金	1, 797, 000千円
第3項 一般会計出資金	2, 493, 000千円
第4項 固定資産売却収入	138, 000千円
第5項 その他資本収入	5, 104, 000千円
収入合計	64, 532, 000千円

支出

第1款 資本的支出	147, 615, 000千円
第1項 建設改良費	123, 259, 000千円
第2項 企業債償還金	24, 356, 000千円
支出合計	147, 615, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	平成30年度～平成33年度	73, 573, 000千円
水道施設補修事業	平成30年度～平成32年度	70, 544, 000千円
受託事業	平成30年度	468, 000千円
合 計		144, 585, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	47, 300, 000千円
借換債	7, 700, 000千円
合 計	55, 000, 000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は148,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち400,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	400,000千円
---------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

平成29年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	9,271,000m ³
2 一日平均配水量	25,400m ³
3 給水件数	484件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	2,070,000千円
第1項 営業収益	848,000千円
第2項 営業外収益	1,222,000千円
収入合計	2,070,000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	2,070,000千円
第1項 営業費用	2,005,000千円
第2項 営業外費用	65,000千円
支出合計	2,070,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	176,000千円
第1項 一般会計出資金	176,000千円
収入合計	176,000千円
支出	
第1款 資本的支出	330,000千円
第1項 建設改良費	330,000千円
支出合計	330,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は876,000千円である。

平成29年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,079,618m
(2) ポンプ所年間揚水量	888,500,000m ³
(3) 年間処理水量	1,779,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	5,600,058件
(5) 主要な建設改良事業	
下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,720,000m ³
(3) 年間処理水量	357,000,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業	14,200,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	460,114,000千円
第1項 営業収益	287,080,000千円
第2項 営業外収益	81,876,000千円

第3項 特別利益	91,158,000千円
第2款 流域下水道事業収益	32,137,000千円
第1項 営業収益	17,042,000千円
第2項 営業外収益	14,932,000千円
第3項 特別利益	163,000千円
収入合計	492,251,000千円
支出	
第1款 下水道管理費	331,852,000千円
第1項 営業費用	305,068,000千円
第2項 営業外費用	25,927,000千円
第3項 特別損失	757,000千円
第4項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	33,091,000千円
第1項 営業費用	32,028,000千円
第2項 営業外費用	824,000千円
第3項 特別損失	239,000千円
支出合計	364,943,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額267,710,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	197,188,000千円
第1項 企業債	99,740,000千円
第2項 一般会計出資金	41,647,000千円
第3項 国庫補助金	51,108,000千円

第4項 固定資産売却収入	1,601,679千円
第5項 建設収入	1,320千円
第6項 その他資本収入	3,090,001千円
第2款 流域下水道事業資本的収入	14,859,000千円
第1項 企業債	2,873,000千円
第2項 一般会計出資金	1,000千円
第3項 国庫補助金	8,800,000千円
第4項 市町村負担金収入	2,841,000千円
第5項 代替地売却収入	311,000千円
第6項 その他資本収入	33,000千円
収入合計	212,047,000千円
支出	
第1款 下水道事業資本的支出	459,362,000千円
第1項 下水道建設改良費	215,000,000千円
第2項 企業債償還金	153,837,000千円
第3項 再開発事業施設購入費	90,525,000千円
第2款 流域下水道事業資本的支出	20,395,000千円
第1項 流域下水道改良費	2,600,000千円
第2項 流域下水道建設費	14,200,000千円
第3項 企業債償還金	3,589,000千円
第4項 生活再建対策事業費	6,000千円
支出合計	479,757,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

下水道建設改良事業	平成30年度～平成33年度	160,200,000千円
下水道施設補修事業	平成30年度	4,400,000千円
流域下水道建設改良事業	平成30年度～平成32年度	15,000,000千円
流域下水道施設補修事業	平成30年度	400,000千円
合計		180,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	96,866,000千円
流域下水道建設事業	2,273,000千円
借換債	3,474,000千円
合計	102,613,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

る。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は130,104,893千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち90,442,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

再開発事業施設購入積立金	90,442,000千円
--------------	--------------

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
建物	再開発事業施設建築物 千代田区大手町二丁目	38,321㎡

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
建物	事務所及びポンプ所 千代田区大手町二丁目6番2	27,769㎡	売却

●東京都告示第七百十六号

平成二十九年三月三十日東京都議会の議決を得た平成二十九年年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

平成29年度東京都中央卸売市場会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都中央卸売市場会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度東京都中央卸売市場会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 市場事業費	27,888,000千円	5,000,000千円	32,888,000千円
第4項 特別損失	0千円	5,000,000千円	5,000,000千円
支出合計	27,888,000千円	5,000,000千円	32,888,000千円

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 一七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。